

令和6年度 随意契約一覧表（水道部）

※本表において、「令」とは「地方公営企業法施行令」を指します。

4月分

| No. | 契約担当室課     | 契約名称                          | 契約内容   | 契約期間<br>(契約締結日)                         | 契約の相手方                                    | 契約金額  | 随意契約理由  |
|-----|------------|-------------------------------|--|---|---|---|---|
| 1   | 水道部<br>企画室 | 吹田市水道部当直修繕等業務                 | 執務時間外の修繕申し込みに伴う修繕、現場調査等                                    | 令和6年4月1日から<br>令和7年3月31日まで<br>(令和6年4月1日) | 吹田市南吹田3丁目2番48号<br>吹田市水道・土木工業協同組合          | 12,214,125円   | 漏水事故等の発生時において、他地域への被害拡大などの二次災害を防ぐためにも、迅速かつ的確な対応が必要であり、本業務実施に当たって要求される条件を満たす事業者は左記事業者以外にないため。(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)   |
| 2   | 水道部<br>企画室 | 水道料金システム保守管理業務                | 水道料金システム関係ソフトウェアの保守及び運用支援業務                                | 令和6年4月1日から<br>令和7年3月31日まで<br>(令和6年4月1日) | 大阪市中央区城見2丁目2番6号<br>富士通Japan(株)関西公共第二ビジネス部 | 7,932,760円  | 本システムを構築した左記事業者でなければ、システムの保守管理業務に対応できないため。(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)   |
| 3   | 水道部<br>企画室 | ハンディターミナル機器及びシステム保守業務         | ハンディターミナル機器及びシステムの保守業務                                     | 令和6年4月1日から<br>令和7年3月31日まで<br>(令和6年4月1日) | 豊中市服部本町2丁目8番19号<br>関西水道用品(株)              | 2,814,900円  | ハンディターミナルシステムを構築した左記事業者でなければ、機器及びシステムの保守の対応ができないため。(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)  |
| 4   | 水道部<br>企画室 | 量水器取替等業務                      | 量水器の取替、引揚、取付業務   | 令和6年4月1日から<br>令和7年3月31日まで<br>(令和6年4月1日) | 吹田市南吹田3丁目2番48号<br>吹田市水道・土木工業協同組合          | 単価契約<br>25mm以下1件につき<br>1,450円<br>他50項目<br>執行予定総額<br>37,054,639円 | 左記事業者は、吹田市水道条例第9条による指定給水装置工事事業者であり、取替に必要な技術者及び資機材等を有していること、また、市民からの問い合わせに対して適切かつ迅速に対応できることなど、本事業に必要な条件を満たした事業者であり、左記事業者以外に同条件を満たす事業者がないため。(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当) |
| 5   | 水道部<br>企画室 | 水道料金等コンビニエンスストア・モバイル決済収納代行業務  | 吹田市水道部の水道料金等をコンビニエンスストア・モバイル決済において収納し、その収納情報及び収納金を取りまとめる業務 | 令和6年4月1日から<br>令和7年3月31日まで<br>(令和6年4月1日) | 岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地<br>(株)電算システム             | 単価契約<br>1件あたり73円<br>執行予定総額<br>14,454,000円                       | 契約の相手方となる業者の収納データに対応して収納システムを構築しているため。また、現在実施しているモバイル決済サービスに対応できるのは左記事業者以外にないため。(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)   |
| 6   | 水道部<br>企画室 | 債権管理システム保守業務                  | 債権管理システムの保守  | 令和6年4月1日から<br>令和7年3月31日まで<br>(令和6年4月1日) | 京都市南区東九条烏丸町5番地2<br>(株)京信システムサービス          | 2,725,800円  | 本システムを開発した左記事業者でなければ、障害時の対応、システム再設定等の保守管理業務に対応できないため。(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)  |
| 7   | 水道部<br>企画室 | 量水器・貯蔵材料品及び給水装置工事等に伴う水栓番号管理業務 | 量水器・貯蔵材料品の維持管理及び給水装置工事等に伴う水栓番号管理業務                         | 令和6年4月1日から<br>令和7年3月31日まで<br>(令和6年4月1日) | 吹田市南吹田3丁目2番48号<br>吹田市水道・土木工業協同組合          | 10,771,728円   | 給水工事に精通し現場での対応能力が高く信頼性もあり、給水装置工事施工基準を熟知しており、当業務に複数名配置することが可能であるという条件を満たす事業者は左記事業者以外にないため。(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)  |

令和6年度 随意契約一覧表（水道部）

※本表において、「令」とは「地方公営企業法施行令」を指します。

|    |            |                            |   |   |  |  |  |
|----|------------|----------------------------|---|---|--|--|--|
| 8  | 水道部<br>企画室 | 舗装本復旧測量・図面作成業務             | 道路復旧に係る測量・図面作成                              | 令和6年4月1日から<br>令和7年3月31日まで<br>(令和6年4月1日) | 吹田市南吹田3丁目9番9号<br>吹田市測量設計協同組合   | 単価契約<br>1mあたり2,000円<br><br>執行予定総額<br>18,997,000円                           | 道路復旧工事の施工に伴う測量、図面作成業務であり、本業務に必要な即応性を有し、有資格者が豊富に在籍することに加え、信頼性の面で、本業務実施に当たって要求される条件を満たす事業者が左記事業者以外にないため。<br>(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)  |
| 9  | 水道部<br>企画室 | 基準点等復元業務                   | 基準点等の測量及び復元業務                               | 令和6年4月1日から<br>令和7年3月31日まで<br>(令和6年4月1日) | 吹田市南吹田3丁目9番9号<br>吹田市測量設計協同組合   | 単価契約<br>3級基準点測量・設置<br>1点につき 400,000円<br>他5項目<br><br>執行予定総額<br>25,946,800円  | 本業務に必要な即応性を有し、有資格者が豊富に在籍することに加え、信頼性の面で、本業務実施に当たって要求される条件を満たす事業者が左記事業者以外にないため。<br>(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)   |
| 10 | 水道部<br>企画室 | マッピングシステムデータ更新業務           | 配水施設等の工事内容や地形の変更内容をマッピングシステムへ反映するためのデータ更新業務 | 令和6年4月1日から<br>令和7年3月31日まで<br>(令和6年4月1日) | 大阪市北区天満橋1丁目8番30号<br>アジア航測(株)大阪支店   | 18,811,100円  | データ作成からインストールまで一括した業務であり、併せて管網解析や修繕受付システムとの連携のため、システム構成等について精通している必要があり、システム開発者である左記事業者でなければできないため。<br>(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)   |
| 11 | 水道部<br>企画室 | マッピングシステム関連保守業務            | マッピングシステムのソフトウェア等の保守業務                      | 令和6年4月1日から<br>令和7年3月31日まで<br>(令和6年4月1日) | 大阪市北区天満橋1丁目8番30号<br>アジア航測(株)大阪支店   | 4,167,900円   | 左記事業者は、マッピングシステムを構築した業者であり、本システムの保守は同社以外では対応できないため。(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)   |
| 12 | 水道部<br>企画室 | (4月・5月分)漏水修繕業務             | 市内一円で発生する緊急漏水修繕業務                           | 令和6年4月1日から<br>令和6年5月31日まで<br>(令和6年4月1日) | 吹田市原町2丁目52番1-101号<br>(株)鴨建興業<br>吹田市金田町5番10号<br>(株)関根工務店<br>吹田市南吹田3丁目12番13号<br>(株)橋本工務店<br>吹田市山手町4丁目4番5号<br>(株)堀田工務店<br>吹田市南正雀1丁目24番35号<br>吹田土木興業(株)<br>吹田市南吹田3丁目2番48号<br>吹田市水道・土木工事業協同組合 | 単価契約<br>HIビニール管φ13mm<br>1mにつき200円<br>他1,813項目<br><br>執行予定総額<br>13,933,700円 | 本業務は市内で突発的に発生する水道施設の漏水修繕を行うもので、状況に応じた漏水修繕技術を持つ熟練の作業員が多数在籍し、24時間体制での緊急対応や、資材・建設機械等の即時調達ができることなど、本業務実施に当たって要求される条件を満たす事業者は左記事業者以外にないため。<br>(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】エ及びカに該当)                      |
| 13 | 水道部<br>企画室 | (4月・5月分)建替・舗装先行に伴う老朽管布設替業務 | 建物更新及び他企業による工事跡の道路本復旧に先行して行う老朽化した給水管の布設替業務  | 令和6年4月1日から<br>令和6年5月31日まで<br>(令和6年4月1日) | 吹田市南吹田3丁目2番48号<br>吹田市水道・土木工事業協同組合  | 単価契約<br>HIビニール管φ13mm<br>1mにつき200円<br>他1,813項目<br><br>執行予定総額<br>3,363,800円  | 本業務は、既存住宅建替時及び他企業による工事跡の道路本復旧工事に先行し、老朽化した給水管の布設替えを行う業務であり、緊急性があることから、給水工事に精通し、現場での対応力が高く、資機材が豊富で、作業員が多く在籍し迅速対応が可能であるなど、本業務実施に当たって要求される条件を満たす事業者が左記事業者以外にないため。<br>(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当) |

令和6年度 随意契約一覧表（水道部）

※本表において、「令」とは「地方公営企業法施行令」を指します。

|    |            |  |  |   |  |   |   |
|----|------------|--|--|---|--|---|---|
| 14 | 水道部<br>企画室 | (4月・5月分) 市道等路面復旧<br>工事                     | 漏水修理工事跡の小規模な道路<br>本復旧工事等                                 | 令和6年4月1日から<br>令和6年5月31日まで<br>(令和6年4月1日) | 吹田市川園町55番1号<br>吹田市道路建設協同組合   | 単価契約<br>路面復旧単価1㎡につ<br>き4,820円<br>区画線 白線1mにつき<br>1,760円<br>他220項目<br><br>執行予定総額<br>20,660,200円 | 直営修繕工事跡や当部発注工事跡の仮復旧工事、小規模な水道管の緊急維持管理工事跡の本復旧工事を対象とし、限られた期間で現場調査や許可申請、地元調整を含め遅滞なく完了させるためには、豊富な資機材や作業員の確保が必要であり、これまで水道部発注の工事を誠実に履行してきた信頼性の面からも本業務実施に当たって要求される条件を満たす事業者が左記事業者以外にないため。<br>(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【建設工事】イに該当) |
| 15 | 水道部<br>企画室 | 小規模貯水槽維持管理調査業<br>務                         | 「吹田市水道部小規模貯水槽水<br>道管理指導要領」に基づく管理<br>業務委託                 | 令和6年4月1日から<br>令和7年3月31日まで<br>(令和6年4月1日) | 吹田市南吹田3丁目2番48号<br>吹田市水道・土木工業協同組合   | 単価契約<br>検査単価 1件あたり<br>9,000円<br><br>執行予定総額<br>8,860,500円                                      | 市内の小規模貯水槽を1年間で調査・点検する体制の確保が可能で、水質検査について精通した技術者・資機材等を有し、小規模貯水槽水道設置者へ適切な助言を行う技術員の配置が可能など、本業務に要求される条件を満たす事業者は左記事業者以外にないため。(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)  |
| 16 | 水道部<br>企画室 | 片山系監視制御装置年間保守<br>業務                        | 片山浄水所及び泉浄水所浄水管理<br>センターの監視制御装置の年<br>間保守業務                | 令和6年4月1日から<br>令和7年3月31日まで<br>(令和6年4月1日) | 大阪市北区中之島3丁目3番23号<br>日新電機(株) 関西支社   | 4,169,000円  | 本装置は、左記事業者で開発された電算機システムで、システム開発を行った当該事業者でないこと業務の達成ができないため。(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)   |
| 17 | 水道部<br>企画室 | 場外系監視制御装置年間保守<br>業務                        | 片山浄水所及び各配水施設の監視<br>制御装置の年間保守業務                           | 令和6年4月1日から<br>令和7年3月31日まで<br>(令和6年4月1日) | 大阪市北区小松原町2番4号<br>メタウォーター(株)関西営業部   | 3,586,000円  | 本装置は、富士電機システムズ(株)で開発された電算機システムで、現在、当該システムのメンテナンスについては、メタウォーター(株)関西営業部に移管されており、システム開発を行った当該事業者でないこと業務の達成ができないため。(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)  |
| 18 | 水道部<br>企画室 | 水中モーターポンプ修理                                | 水中モーターポンプの引揚、据<br>付及び修理                                  | 令和6年4月1日から<br>令和7年3月31日まで<br>(令和6年4月1日) | 大阪市淀川区十三東1丁目15番20号<br>(株)大阪ポンプ製作所<br>守口市八雲中町3丁目13番71号<br>(株)中央ポンプ製作所<br>大阪市西区鞠本町1丁目11番7号<br>テラル(株)関西支店 | 単価契約<br>引揚及び据付<br>1件につき 220,000円<br>他186項目<br><br>執行予定総額<br>8,219,200円                        | 浄水処理に必要なさく井用水中モーターポンプの修理等を緊急時にも迅速に対応する必要があるが、ポンプの引揚、据付、修理が実施できる事業者は左記の3者であるため。<br>(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】エ及びカに該当)  |
| 19 | 水道部<br>企画室 | 水道料金等クレジットカード<br>継続払い収納代行処理業務              | 水道料金クレジットカード継続<br>払いにおいて収納し、その収納<br>情報及び収納金を取りまとめる<br>業務 | 令和6年4月1日から<br>令和7年3月31日まで<br>(令和6年4月1日) | 大阪市北区大深町4番20号<br>(株)エフレジ   | 単価契約<br>月額35,000円<br>決済手数料1%<br>トランザクション費用<br>1件あたり承認処理4円<br>他5項目<br><br>執行予定総額<br>5,917,357円 | 現行水道料金システムと連携する水道料金等クレジットカード決済インターネット受付システムの構築事業者であり、水道部でクレジットカード情報を一切保持せずに収納代行ができるのは左記事業者以外にないため。(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)   |
| 20 | 水道部<br>企画室 | マッピングシステムファイリ<br>ング機能追加及び配水工事資<br>料デジタル化業務 | マッピングシステムファイリ<br>ング機能追加及び配水工事資料<br>デジタル化                 | 令和6年4月1日から<br>令和7年3月14日まで<br>(令和6年4月1日) | 大阪市北区天満橋1丁目8番30号<br>アジア航測(株)大阪支店   | 10,384,000円   | 左記事業者は、マッピングシステムを構築した事業者であり、本システムの機能追加や資料デジタル化は同社以外では対応できないため。<br>(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)   |

令和6年度 随意契約一覧表（水道部）

※本表において、「令」とは「地方公営企業法施行令」を指します。

|    |            |                       |                              |   |   |   |   |
|----|------------|-----------------------|------------------------------|---|---|---|---|
| 21 | 水道部<br>企画室 | 電子式量水器の修理             | 取替等により引揚した量水器を<br>製造メーカーにて修理 | 令和6年4月1日から<br>令和7年3月31日まで<br><br>(令和6年4月1日)   | 大阪市淀川区三津屋北2丁目22番5号<br>愛知時計電機(株)大阪支店           | 単価契約<br>口径13mm1個あたり<br>12,600円 他7項目<br>執行予定額<br>15,011,040円 | 電子式量水器は、製造元である左記事業者しか修理できないため。(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)   |
| 22 | 水道部<br>企画室 | 水道料金システムRPA導入支援<br>業務 | 水道料金システムへのRPA導入支<br>援        | 令和6年4月19日から<br>令和7年3月31日まで<br><br>(令和6年4月19日) | 大阪市中央区城見2丁目2番6号<br>富士通Japan(株)関西公共第二ビジ<br>ネス部 | 3,410,000円  | 現行水道料金システムの構築事業者かつ保守管理受託事業者であり、システムの仕様を考慮しRPAソフトを動作させる命令の作成ができるのは左記事業者以外にないため。(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当) |
| 23 | 水道部<br>企画室 | 水道料金システム改修業務          | 水道料金システムの改修                  | 令和6年4月19日から<br>令和7年3月31日まで<br><br>(令和6年4月19日) | 大阪市中央区城見2丁目2番6号<br>富士通Japan(株)関西公共第二ビジ<br>ネス部 | 6,270,000円  | 現行水道料金システムの構築事業者であり、システム改修ができるのは左記事業者以外にないため。(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)                                  |

令和6年度 随意契約一覧表（水道部）

※本表において、「令」とは「地方公営企業法施行令」を指します。

5月分

| No. | 契約担当室課     | 契約名称             | 契約内容                              | 契約期間<br>(契約締結日)                            | 契約の相手方                                     | 契約金額  | 随意契約理由   |
|-----|------------|------------------|-----------------------------------|--|--|---|--|
| 1   | 水道部<br>企画室 | すいどうにゆーす配布業務     | すいどうにゆーすの配布業務                     | 令和6年5月9日から<br>令和7年3月31日まで<br>(令和6年5月9日)    | 大阪市淀川区西中島2丁目14番6号<br>(株)リビングプロシード 西日本営業部   | 単価契約<br>配布1部につき 8.80円<br>執行予定総額<br>3,591,280円 | 左記事業者は、「市報すいた」配布業務の契約をしており、「すいどうにゆーす」のみ単独配布するより「市報すいた」と同時配布する方が経費面で有利であるため。(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第6号の【物品・委託役務関係業務】(2)に該当)                                  |
| 2   | 水道部<br>企画室 | 吹田市水道部（泉浄水所）除草業務 | 吹田市水道部(泉浄水所) 構内の除草業務              | 令和6年5月15日から<br>令和6年10月31日まで<br>(令和6年5月15日) | 吹田市千里山松が丘26番23号<br>公益社団法人 吹田市シルバー人材センター    | 1,171,500円                                    | 本業務内容は、左記団体の設置趣旨及び目的に合致し、同団体の育成に寄与できると考えられるため。<br>(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第3号に該当)  |
| 3   | 水道部<br>企画室 | 水道使用申込書用ビニール袋の購入 | 水道使用申込書用ビニール袋の購入                  | 令和6年5月17日から<br>令和7年3月31日まで<br>(令和6年5月17日)  | 吹田市南高浜町1番17-2号<br>社会福祉法人 ふくふく福祉会 ドリーマーふくふく | 単価契約<br>1枚あたり35円<br>執行予定総額<br>808,500円        | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定された指定障害福祉サービス事業者である左記団体と契約するため。<br>(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第3号に該当)   |
| 4   | 水道部<br>企画室 | 泉系監視制御装置保守業務     | 泉浄水所の取水・浄水処理・配水等の監視制御装置の年間保守業務    | 令和6年5月31日から<br>令和7年3月31日まで<br>(令和6年5月31日)  | 大阪市北区中之島2丁目3番18号<br>(株)日立製作所 関西支社          | 3,960,000円                                    | 当該監視制御装置が左記事業者により開発された電算機システムにより作動していることから、システム開発を行った左記事業者でないと保守ができないため。<br>(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)                                |
| 5   | 水道部<br>企画室 | 千里山配水場シーケンサ取替工事  | 千里山配水場の No.2 配水ポンプ盤に設置されたシーケンサの取替 | 令和6年5月31日から<br>令和7年3月21日まで<br>(令和6年5月31日)  | 大阪市北区小松原町2番4号<br>メタウォーター（株）関西営業部           | 6,600,000円                                    | No.2配水ポンプ盤は、富士電機（株）が設計した盤であり、現在、当該盤内に設置されたシーケンサ等のメンテナンスについては、メタウォーター（株）関西営業部に移管されており、当該事業者でないと契約の目的の達成ができないため。<br>(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【建設工事】アに該当) |

令和6年度 随意契約一覧表（水道部）

※本表において、「令」とは「地方公営企業法施行令」を指します。

6月分

| No. | 契約担当室課     | 契約名称                    | 契約内容                                       | 契約期間<br>(契約締結日)                               | 契約の相手方   | 契約金額   | 随意契約理由  |
|-----|------------|-------------------------|--|---|--|--|---|
| 1   | 水道部<br>企画室 | 令和6年度市道等路面復旧工事          | 市道等路面復旧工事                                  | 令和6年6月1日から<br>令和7年3月31日まで<br><br>(令和6年6月1日)   | 吹田市川園町55番1号<br>吹田市道路建設協同組合   | 単価契約<br>路面復旧単価1㎡につき<br>4,910円<br>区画線 白線1mにつき<br>2,040円<br>他220項目<br>執行予定総額<br>103,298,800円 | 直営修繕工事跡や当部発注工事跡の仮復旧工事、小規模な水道管の緊急維持管理工事跡の本復旧工事を対象とし、限られた期間で現場調査や許可申請、地元調整を含め遅滞なく完了させるためには、豊富な資機材や作業員の確保が必要であり、これまで水道部発注の工事を誠実に履行してきた信頼性の面からも本業務実施に当たって要求される条件を満たす事業者が左記事業者以外にないため。<br>(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【建設工事】イに該当)       |
| 2   | 水道部<br>企画室 | 令和6年度漏水修繕業務             | 市内一円で発生する緊急漏水修繕業務                          | 令和6年6月1日から<br>令和7年3月31日まで<br><br>(令和6年6月1日)   | 吹田市原町2丁目52番1-101号<br>(株)鴨建興業<br>吹田市金田町5番10号<br>(株)関根工務店<br>吹田市南吹田3丁目12番13号<br>(株)橋本工務店<br>吹田市山手町4丁目4番5号<br>(株)堀田工務店<br>吹田市南正雀1丁目24番35号<br>吹田土木興業(株)<br>吹田市南吹田3丁目2番48号<br>吹田市水道・土木工事業協同組合 | 単価契約<br>HIビニール管φ13mm<br>1mにつき200円<br>他1,880項目<br><br>執行予定総額<br>69,666,300円                 | 本業務は市内で突発的に発生する水道施設の漏水修繕を行うもので、道路陥没等の二次災害の危険性も懸念されるため、早急な修繕が必要であり、状況に応じた漏水修繕技術を持つ熟練の作業員が多数在籍し、24時間体制での緊急対応や、資材・建設機械等の即時調達ができるといった、本業務実施に当たり要求される条件を満たす事業者が左記事業者以外にないため。<br>(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】エ及びカに該当)       |
| 3   | 水道部<br>企画室 | 令和6年度建替・舗装先行に伴う老朽管布設替業務 | 建物更新及び他企業による工事跡の道路本復旧に先行して行う老朽化した給水管の布設替業務 | 令和6年6月1日から<br>令和7年3月31日まで<br><br>(令和6年6月1日)   | 吹田市南吹田3丁目2番48号<br>吹田市水道・土木工事業協同組合  | 単価契約<br>HIビニール管φ13mm<br>1mにつき200円<br>他1,880項目<br><br>執行予定総額<br>16,821,200円                 | 本業務は、既存住宅建替時及び他企業による工事跡の道路本復旧工事に先行し、老朽化した給水管の布設替えを行う業務であり、緊急性があることから、給水工事に精通し、現場での対応力が高く、資機材が豊富で、作業員が多く在籍し迅速対応が可能であるなど、本業務実施に当たって要求される条件を満たす事業者が左記事業者以外にないため。<br>(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)                    |
| 4   | 水道部<br>企画室 | 給水管取替業務                 | 漏水等リスクの高い給水管の取替業務                          | 令和6年6月1日から<br>令和7年3月31日まで<br><br>(令和6年6月1日)   | 吹田市南吹田3丁目2番48号<br>吹田市水道・土木工事業協同組合  | 単価契約<br>HIビニール管φ13mm<br>1mにつき200円<br>他2,118項目<br><br>執行予定総額<br>12,262,800円                 | 本業務は、従前、水道部職員が行っていた漏水等によるリスクが高い給水管取替工事に伴う、市民折衝や各種承諾書の取得、工事の施工までを一括して行うもので、急遽発生する案件についても、給水装置工事に精通した経験豊富な作業員の確保や十分な資器材の保有により対応が可能で、本業務実施に当たって要求される条件を満たす事業者は、左記事業者以外にないため。<br>(随意契約ガイドラインの地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の【物品・委託役務関係業務】カに該当) |
| 5   | 水道部<br>企画室 | 津雲配水場機械警備復旧業務           | 津雲配水場の警備センサーの復旧及び再配置                       | 令和6年6月19日から<br>令和6年8月30日まで<br><br>(令和6年6月19日) | 大阪市浪速区桜川1丁目7番18号<br>東洋テック(株)   | 4,250,400円   | 本業務は、津雲配水場で機械警備業務を受託している東洋テック株式会社でない限り業務の達成ができないため。(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)  |

令和6年度 随意契約一覧表（水道部）

※本表において、「令」とは「地方公営企業法施行令」を指します。

7月分

| No. | 契約担当室課     | 契約名称               | 契約内容                                     | 契約期間<br>(契約締結日)                               | 契約の相手方                                     | 契約金額       | 随意契約理由  |
|-----|------------|--------------------|--|---|--|------------|---|
| 1   | 水道部<br>企画室 | 片山浄水所 膜薬品洗浄業務      | 片山浄水所に設置された浄水処理用の膜ろ過モジュールの薬品洗浄業務         | 令和6年7月30日から<br>令和7年3月24日まで<br><br>(令和6年7月30日) | 兵庫県尼崎市浜1丁目1番1号<br>クボタ環境エンジニアリング(株)<br>大阪支社 | 6,600,000円 | 当該設備はメーカー独自に設計・製作されたものであり、仕様・構造を熟知している左記業者しか洗浄業務ができないため。(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当) |
| 2   | 水道部<br>企画室 | 泉浄水所 活性炭吸着池空洗弁取替工事 | 泉浄水所に設置されているNo.1活性炭吸着池およびNo2活性炭吸着池空洗弁の取替 | 令和6年7月30日から<br>令和7年3月14日まで<br><br>(令和6年7月30日) | 兵庫県尼崎市浜1丁目1番1号<br>クボタ環境エンジニアリング(株)<br>大阪支社 | 6,600,000円 | 当該設備はメーカー独自に設計・製作されたものであり、仕様・構造を熟知している左記業者しか取替及び調整ができないため。(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【建設工事】イに該当)      |

令和6年度 随意契約一覧表（水道部）

※本表において、「令」とは「地方公営企業法施行令」を指します。

8月分

| No. | 契約担当室課     | 契約名称                   | 契約内容  | 契約期間<br>(契約締結日)                               | 契約の相手方                                     | 契約金額        | 随意契約理由   |
|-----|------------|------------------------|---|---|--|-------------|--|
| 1   | 水道部<br>企画室 | 片山浄水所 電気計装設備落雷<br>対策工事 | 片山浄水所の浄水処理棟4階電気<br>室 取水送水設備コントローラ<br>ー盤内等に避雷器を取り付ける工<br>事 | 令和6年8月27日から<br>令和6年12月6日まで<br><br>(令和6年8月27日) | 大阪市北区中之島3丁目3番23号<br>日新電機（株）関西支社            | 10,560,000円 | 当該設備は、メーカー独自に設計・製作されたもので、修繕工事を行<br>うに当たっては、仕様・構造等について熟知していることが必要であ<br>り、本設備を納入した左記事業者でしか施工及び調整ができないた<br>め。(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【建設工<br>事】アに該当) |
| 2   | 水道部<br>企画室 | 片山浄水所 脱水機点検整備          | 片山浄水所に設置されている脱<br>水機の機能維持、機能保全及び<br>機能回復のための点検整備          | 令和6年8月27日から<br>令和7年3月14日まで<br><br>(令和6年8月27日) | 兵庫県尼崎市浜1丁目1番1号<br>クボタ環境エンジニアリング（株）<br>大阪支社 | 4,400,000円  | 当該設備はメーカー独自に開発・制作されたもので、点検整備を行<br>うに当たっては、仕様・構造等について熟知している左記業者以外では<br>目的を達成することができないため。(随意契約ガイドライン令第21条<br>の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)             |

令和6年度 随意契約一覧表（水道部）

※本表において、「令」とは「地方公営企業法施行令」を指します。

9月分

| No. | 契約担当室課     | 契約名称                                   | 契約内容                            | 契約期間<br>(契約締結日)                                | 契約の相手方                                      | 契約金額   | 随意契約理由  |
|-----|------------|--|---------------------------------|--|---|--|---|
| 1   | 水道部<br>企画室 | 北千里給水拠点その他の公共施設30 契約（26 施設）で使用する電力供給業務 | 低圧電力                            | 令和6年10月の検針日から令和7年10月の検針日前日まで<br><br>(令和6年9月4日) | 京都府京都市南区東九条室町23番地<br>エフビットコミュニケーションズ<br>(株) | 単価契約<br>基本料金<br>496.46円/施設/月<br>他6項目<br><br>執行予定総額<br>8,061,735円 | (株)エナーバンクと締結した「吹田市と株式会社エナーバンクとの再生可能エネルギー電力の利用促進に関する連携協定」第2条第2項において、本市は、(株)エナーバンク協力のもとリバースオークションを実施した場合、落札した事業者と電力調達に係る契約を結ぶものと定めているため。<br>(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】イに該当) |
| 2   | 水道部<br>企画室 | 泉浄水所 No.2汚泥槽No.2汚泥掻寄機点検整備              | 泉浄水所No.2汚泥槽に設置しているNo2汚泥掻寄機の保守点検 | 令和6年9月18日から令和7年3月14日まで<br><br>(令和6年9月18日)      | 尼崎市浜1丁目1番1号<br>クボタ環境エンジニアリング(株)<br>大阪支社     | 15,950,000円  | 当該設備はメーカー独自に設計・製作されたものであることから納入したメーカーの子会社である左記事業者でないと取替及び調整等ができないため。<br>(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務業務】カに該当)   |

令和6年度 随意契約一覧表（水道部）

※本表において、「令」とは「地方公営企業法施行令」を指します。

10月分

| No. | 契約担当室課     | 契約名称           | 契約内容   | 契約期間<br>(契約締結日)                           | 契約の相手方                                     | 契約金額        | 随意契約理由  |
|-----|------------|----------------|--|---|--|-------------|---|
| 1   | 水道部<br>企画室 | 泉浄水所 配水ポンプ点検整備 | 泉浄水所に設置されている9号配水ポンプの点検整備                                   | 令和6年10月4日から<br>令和7年1月31日まで<br>(令和6年10月4日) | 兵庫県尼崎市浜1丁目1番1号<br>クボタ環境エンジニアリング(株)<br>大阪支社 | 4,290,000 円 | 当該設備はメーカー独自に設計・製作されたものであり、仕様・構造を熟知している左記事業者でないと点検・整備及び調整ができないため。<br>(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当) |
| 2   | 水道部<br>企画室 | 片山系電算システム改修業務  | 片山系電算システムから企業団水の受水流量設定値をアナログ信号で外部出力できるようにするための電算システムのソフト改造 | 令和6年10月4日から<br>令和7年3月10日まで<br>(令和6年10月4日) | 大阪市北区中之島3丁目3番23号<br>日新電機(株)関西支社            | 3,850,000 円 | 当該装置は左記事業者により開発された電算システムであり、システム開発を行った当該事業者でないと業務の達成ができないため。<br>(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)     |

11月分については対象案件はありません。

令和6年度 随意契約一覧表（水道部）

※本表において、「令」とは「地方公営企業法施行令」を指します。

12月分

| No. | 契約担当室課     | 契約名称                                     | 契約内容   | 契約期間<br>(契約締結日)  | 契約の相手方                                      | 契約金額   | 随意契約理由  |
|-----|------------|--|--|--|---|--|---|
| 1   | 水道部<br>企画室 | 泉浄水所 フラッシュミキサー<br>点検整備                   | 泉浄水所に設置されているNo.1、<br>No.2及びNo.3号フラッシュミキ<br>サーの点検整備 | 令和6年12月3日から<br>令和7年3月21日まで<br><br>(令和6年12月3日)          | 大阪市大正区南恩加島5丁目8番6号<br>井原工業（株）                | 3,300,000円   | 当該設備は左記業者により設計・製作されたもので、仕様・構造等について熟知している左記事業者でないと点検整備等ができないため。<br>(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託<br>役務業務】カに該当)   |
| 2   | 水道部<br>企画室 | 水道部庁舎その他の公共施設<br>3契約（3施設）で使用する<br>電力供給業務 | 高圧電力（負荷率40%以下）                                     | 令和7年1月の検針日から<br>令和8年1月の検針日前日<br>まで<br><br>(令和6年12月10日) | 京都府京都市南区東九条室町23番地<br>エフビットコミュニケーションズ<br>(株) | 単価契約<br>水道部庁舎<br>基本料金<br>1,930.91円/月<br>電力量料金<br>夏季18.07円/kwh<br>その他季17.00円/kwh<br>他2施設<br><br>執行予定総額<br>18,219,811円 | (株)エナーバンクと締結した「吹田市と株式会社エナーバンクとの再生可能エネルギー電力の利用促進に関する連携協定」第2条第2項において、本市は、(株)エナーバンク協力のもとリバースオークションを実施した場合、落札した事業者と電力調達に係る契約を結ぶものと定めているため。<br>(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託<br>役務関係業務】イに該当) |
| 3   | 水道部<br>企画室 | 泉浄水所その他の公共施設3<br>契約（3施設）で使用する電<br>力供給業務  | 高圧電力（負荷率40%超）                                      | 令和7年1月の検針日から<br>令和8年1月の検針日前日<br>まで<br><br>(令和6年12月10日) | 東京都中央区八重洲2丁目2番1号<br>(株)FPS                  | 単価契約<br>泉浄水所<br>基本料金<br>2,369.89円/月<br>電力量料金<br>夏季17.62円/kwh<br>その他季16.67円/kwh<br>他2施設<br><br>執行予定総額<br>201,832,618円 | (株)エナーバンクと締結した「吹田市と株式会社エナーバンクとの再生可能エネルギー電力の利用促進に関する連携協定」第2条第2項において、本市は、(株)エナーバンク協力のもとリバースオークションを実施した場合、落札した事業者と電力調達に係る契約を結ぶものと定めているため。<br>(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託<br>役務関係業務】イに該当) |
| 4   | 水道部<br>企画室 | 泉浄水所 自家発電設備点検整<br>備                      | 泉浄水所に設置されている自家<br>発電設備の点検整備                        | 令和6年12月17日から<br>令和7年3月14日まで<br><br>(令和6年12月17日)        | 東大阪市鴻池徳庵町3番65号<br>シンフォニアエンジニアリング<br>(株)大阪支社 | 10,120,000円  | 当該設備は左記業者により設計・製作されたもので、仕様・構造等について熟知している左記事業者でないと点検整備等ができないため。<br>(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託<br>役務業務】カに該当)   |

令和6年度 随意契約一覧表（水道部）

※本表において、「令」とは「地方公営企業法施行令」を指します。

1月分

| No. | 契約担当室課     | 契約名称                     | 契約内容                      | 契約期間<br>(契約締結日)                            | 契約の相手方                            | 契約金額        | 随意契約理由   |
|-----|------------|--------------------------|---------------------------|--|-----------------------------------|-------------|--|
| 1   | 水道部<br>企画室 | 設計積算システム単価及び歩掛改定に伴う入力等業務 | 設計積算システム単価及び歩掛改定に伴う入力等業務  | 令和7年1月8日から<br>令和7年12月26日まで<br>(令和7年1月8日)   | 尼崎市浜1丁目1番1号<br>(株)管総研             | 2,695,000 円 | 本業務は、設計積算システムソフトウェアの単価と歩掛等のデータの変更が主な作業となるため、当該システムの開発者であり著作権を有する左記業者しか本業務を行うことができないため。<br>(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)    |
| 2   | 水道部<br>企画室 | ストレーナー点検及び清掃作業業務         | 減圧弁、ガス給湯器、宅内給水装置の点検及び清掃作業 | 令和6年12月25日から<br>令和7年1月31日まで<br>(令和7年1月29日) | 吹田市南吹田3丁目2番48号<br>吹田市水道・土木工事業協同組合 | 1,597,816 円 | 本設備は、配水管内部の鉄錆の流出による給水装置の閉塞が原因で水量低下及び断続的な出水不良などの症状が出ており、市民生活に影響が生じていることから、一刻も早い点検・清掃作業の実施が必要であるため。(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第5号の【物品・委託役務関係業務】に該当) |

令和6年度 随意契約一覧表（水道部）

※本表において、「令」とは「地方公営企業法施行令」を指します。

2月分

| No. | 契約担当室課     | 契約名称                     | 契約内容                             | 契約期間<br>(契約締結日)                           | 契約の相手方                  | 契約金額        | 随意契約理由  |
|-----|------------|--------------------------|----------------------------------|---|-------------------------|-------------|---|
| 1   | 水道部<br>企画室 | 上山田送水管φ700mm緊急漏水<br>修繕工事 | 配水管の老朽化による漏水事故<br>の発生に伴う当該管路修繕工事 | 令和7年1月20日から<br>令和7年2月20日まで<br>(令和7年2月19日) | 吹田市金田町5番10号<br>(株)関根工務店 | 7,480,000 円 | 本工事は、上山田1番7号地先において昭和42年布設の送水管φ700mmより漏水しているのを確認したことから、今後、漏水量が増大し送水管としての役割を失った場合、周辺の道路陥没に加え、千里丘地区一帯の施設や住居への水供給が断たれる等の甚大な二次被害を引き起こす危険性があることなどから、緊急工事にて修理を行う必要があるため。（随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第5号の【建設工事】に該当） |

令和6年度 随意契約一覧表（水道部）

※本表において、「令」とは「地方公営企業法施行令」を指します。

3月分

| No. | 契約担当室課     | 契約名称                         | 契約内容                             | 契約期間<br>(契約締結日)                           | 契約の相手方                      | 契約金額         | 随意契約理由  |
|-----|------------|------------------------------|----------------------------------|---|-----------------------------|--------------|---|
| 1   | 水道部<br>企画室 | 上山田1番地先送水管φ700mm<br>緊急漏水修繕工事 | 配水管の老朽化による漏水事故<br>の発生に伴う当該管路修繕工事 | 令和7年2月13日から<br>令和7年3月31日まで<br>(令和7年3月27日) | 吹田市金田町5番10号<br>(株)関根工務店     | 12,397,000 円 | 上山田1番7号地先において昭和42年布設の送水管φ700mmより漏水し、<br>沿道部に水が流れ、道路陥没も起こりかねない状況だったが、当該送<br>水管は大阪大学への給水分岐があり断水ができないことから、特殊性<br>のある不断水による修繕工法で緊急に工事を行う必要があったため。<br>(随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第5号の【建設工事】に該<br>当)   |
| 2   | 水道部<br>企画室 | 山田丘配水管布設工事（追加<br>工事）         | 大阪大学敷地内の配水支管布設<br>及び給水管切替工事      | 令和7年3月28日から<br>令和7年8月29日まで<br>(令和7年3月28日) | 吹田市内本町1丁目1番21号<br>(株)ジオリゾーム | 9,889,000 円  | 大阪大学敷地内の老朽化した基幹管路である配水管を更新するため、<br>これまで複数年にわたり布設工事を実施してきたところ、令和7年1月<br>と2月に立て続けにこれまで運用してきた基幹管路である旧管の漏水事<br>故が発生し、安定運用のために早急に給水管の新管への切替工事を行<br>う必要に迫られたことから、追加工事として大阪大学敷地内の配水支<br>管布設及び給水管切替工事を行うものであるが、現在施工中の山田丘<br>配水管布設工事の受注者である左記事業者に発注することにより、準<br>備期間や工期の縮減及び経費削減が見込めるため。(随意契約ガイド<br>ライン令第21条の13第1項第6号の【建設工事】(2)に該当) |